

岩手県告示第807号

平成27年9月15日付け岩手県報第11511号掲載保安林の指定施業要件の変更予定（平成27年岩手県告示第749号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成27年10月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 奥州市衣川区中山8の1、8の7、8の8、8の20
- (2) 所在が不明である通知の相手方 菅原小市

2 通知の内容を掲示した場所 奥州市役所